

令和6年度  
地域資源オープンイノベーションデジタルプラットフォーム  
構築業務委託  
公募型企画提案実施要領

令和6年5月

公益財団法人 南信州・飯田産業センター

## 1. 業務の概要

### 1.1 業務名

地域資源オープンイノベーションデジタルプラットフォーム構築業務委託（以下、本業務という）

### 1.2 目的

本業務は、公益財団法人南信州・飯田産業センター（以下、「当センター」という。）が構築し、事業者、地域団体の関係者、行政機関・産業支援機関、教育・研究機関などが持つ、地域資源に関する情報をウェブ上で閲覧できる記事として可視化することで、アイディアの元となる情報を関係者間で共有・蓄積・最新化し、オープンイノベーションを促進する仕組みを構築することを目的とする。

### 1.3 業務内容

#### (1) ユーザー関連

##### ア ユーザー登録申請機能

- ・ユーザー自らがアカウント登録申請（メールアドレス紐づけ）をする。
- ・パスワード再発行も自らできるようにする。

##### イ アカウント登録管理機能

- ・管理者権限のあるアカウントでアカウント登録申請を承認する。
- ・管理者によるアカウントの登録抹消・利用停止なども想定する。
- ・登録情報を変更する場合は、管理者アカウントによる再承認を要する。
- ・承認の可否を ON/OFF できるようにする。

#### (2) ユーザー全体公開記事関連

##### ア ユーザーによる保有・関係する地域資源（記事）の登録機能

- ・地域内の関係者（他のユーザー）へ情報発信するための記事を作成する。
- ・記事の内容は随時追記・修正・更新ができるようにする。
- ・更新履歴を残し、作成・更新日時を表示順にも反映する。

##### イ 管理者による記事の管理機能

- ・管理者（当センター運営担当）が、記事の内容が公開するにふさわしいか確認の上で一部修正・承認をする。
- ・管理者権限のあるアカウントも、ユーザーと同様に記事登録をできるようにするが、承認手続きはスキップする。
- ・承認の可否を ON/OFF できるようにする。

##### ウ 登録された地域資源（記事）の検索機能

- ・地域資源（記事）にチェックボックス式で属性を付ける。
- ・ユーザーは属性に応じた検索ができる。

##### エ 地域資源とユーザー（当事者・関係者）の紐づけ機能

- ・それぞれの地域資源の当事者を登録できるようにする。
- ・ユーザー登録されている当事者がいない場合には紐づけがない状態とする。

- ・紐づけの有無は会員向けに表示されるようにする。
- ・どのユーザーが紐づけされているかは表示するか否かを選択可能とする。

#### オ 他のユーザーによる記事へのDM機能

- ・ユーザーは、地域資源の当事者へダイレクトメッセージを送ることができる。
- ※商談などの引き合い用途や、活用アイデアのフィードバック用途を想定する。
- ※登録された当事者全員と管理者には全ての送信情報が共有されることを前提とする。

#### カ 管理者による記事の一般公開（ユーザー以外への公開）機能

- ・一部の記事の冒頭部分について、管理者による設定で、登録ユーザー以外もトップページ（ログイン前）からのリンクで閲覧できるようにする。
- ※新規ユーザーのアカウント登録の誘引材料になることを想定する。

### (3) イベント関連

#### ア 公開型イベントの登録機能

- ・ユーザーが、主催イベントなどの告知記事を作成する。
- ・追加連絡や実施後の報告などのため、記事に追記・修正ができるようにする。
- ※参加申込などの機能は盛り込まない想定。

#### イ 公開型イベントの登録承認機能

- ・管理者が、告知記事の全体公開を承認する。
- ・承認の可否を ON/OFF できるようにする。

### (4) スマートフォンのアプリ

- ・Web サイト（PC・スマホのブラウザ対応）およびスマートフォンのアプリに対応して作成すること

### (5) プロジェクトチーム関連

#### ア 管理者によるプロジェクトチームの登録機能

- ・管理者が、一部のユーザーのみが閲覧できるプロジェクトチーム（グループ）を作成する。
- ・管理者が、プロジェクトチームへのメンバー登録（ユーザーアカウントの追加）をする。
- ・各アカウントは、同時に複数のプロジェクトチームに登録できるようにする。
- ※当センター運営担当でプロジェクト支援する際の情報共有ツールとすることを想定する。

#### イ メンバー限定型イベントの登録機能

- ・プロジェクトチームのメンバーとなっているユーザーが、プロジェクトチームのメンバー限定に、会議・イベントなどの告知記事を作成する。
- ・追加連絡や実施後の報告などのため、記事に追記・修正ができるようにする。
- ※参加申込などの機能は盛り込まない想定。

#### ウ メンバー限定型イベントの登録承認機能

- ・管理者が、告知記事の全体公開を承認する。
- ・承認の可否を ON/OFF できるようにする。

### (6) 操作研修の実施

- ・管理者操作研修を実施すること。

### (7) 納品物

- ・プロジェクト計画書、マスタスケジュール管理者向け操作マニュアル、利用者向け操作マニュアル

#### 1.4 業務期間

契約締結日から令和7年1月31日まで

※令和7年2月1日に本稼働すること。

※システム利用期間は令和7年2月1日から年度ごと契約する。

#### 1.5 業務場所

公益財団法人 南信州・飯田産業センター

#### 1.6 提案上限額

¥3,949千円（消費税相当額を含む。）

- ・構築費と初年度保守料を併せた上限額とする。
- ・提案上限額は、契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すためのものであることに留意すること。
- ・提案価格書を提出する際は、上記提案上限額を超えてはならない。

## 2. 企画提案参加に係る手続き

### 2.1 参加資格

本企画提案へ参加できる者は、以下の条件をすべて満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者（会社更生法の規定による更生計画認可または民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く）であること。
- (3) 国税、長野県税、市町村税を滞納していないこと。
- (4) 国や地方自治体から入札参加停止措置の期間中でないこと。
- (5) 飯田市暴力団排除条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条例第 6 条第 1 項に規定する暴力団関係者ではなく、飯田市入札参加資格者に係る指名停止要綱の別表第 3 に掲げる措置要件に該当しないこと。

### 2.2 スケジュール

内 容	日 程
企画提案募集開始	令和 6 年 5 月 17 日(金)
参加表明書提出締切	令和 6 年 5 月 29 日(水) 17 時必着
質問書提出締切	
質問回答	令和 6 年 6 月 3 日(月)
企画提案書提出締切	令和 6 年 6 月 21 日(金) 17 時必着
審査結果発表（優先交渉権者決定）	令和 6 年 7 月上旬まで

※事業者は上記日程に対応なこと。

※上記スケジュールは、予定であり変更する場合もある。その場合は事前に連絡を行う。

### 2.3 参加申込みの手続き

本企画提案へ参加を希望する者は、次により参加表明書等を提出すること。なお、**2.1 参加資格**の要件を満たしていること。

- (1) 提出書類 様式 1 参加表明書  
様式 2 機密保持誓約書
- (2) 提出期限 令和 6 年 5 月 29 日（水）17 時必着
- (3) 提出場所 **3. 担当部署**に同じ
- (4) 提出方法 持参または郵送により提出

### 2.4 仕様書等の交付

参加表明書等の申込書類が提出され次第、仕様書等の必要書類を電子メールにより交付する。

### 2.5 質問及び回答

質問がある場合、次により質問書を送付すること。

- (1) 提出書類 様式 3 質問書
- (2) 提出期限 令和 6 年 5 月 29 日(水) 17 時必着
- (3) 提出場所 **3. 担当部署**に同じ
- (4) 提出方法 電子メールにより提出
- (5) 回答方法 令和 6 年 6 月 3 日(月) に、全参加者宛てに電子メールにて行う

## 2.6 再委託

提案の一部について、他社へ業務委託を行う場合は、次により再委託承諾願を提出すること。なお、以下に記載の特記事項を遵守すること。

- (1) 提出書類 様式 4 再委託承諾願
- (2) 提出部数 正本 1 部
- (3) 提出期限、提出場所、提出方法 **2.9 企画提案書及び価格提案書の提出**に同じ
- (4) 特記事項
  - ① 全ての業務を再委託しないこと。
  - ② 再委託先の事業者（以下「再委託事業者」という。）の選定、監督並びに再委託事業者が行った業務の結果及び瑕疵については、提案者が一切の責任を負うこと。
  - ③ 再委託事業者についても「**2.1 参加資格** (2)～(6)」の要件を満たすこと。

## 2.7 企画提案書の作成

別紙「企画提案書記載項目」及び「仕様書」に示す内容を満たすよう作成すること。

- (1) 企画提案書は、別紙「企画提案書記載項目」に則って作成すること。
- (2) 作成上の留意事項
  - ① 「様式 5 企画提案書」を表紙とすること。
  - ② 「任意様式 企画提案書」は、A 4（縦横問わない）、両面、20 ページ以内とすること。
  - ③ 企画提案書は、説明を要せずとも読んで理解できるよう記述するとともに、わかりやすさに留意すること。なお、説明は文章を以って行い、図等はその補助として用いること。図のみの説明は認めない。インターフェイスのイメージデザインを作成し提案すること。
  - ④ 企画提案書の記載内容は、提案価格内ですべて実現可能なものとする。
  - ⑤ 必ずしも企画提案書の内容で契約を保証するものではない。

## 2.8 価格提案書の作成

価格提案書等の書類は各様式に則って作成すること。各様式の作成上の留意事項は以下のとおり。

- (1) 価格提案書  
「様式 6-1 価格提案書」に構築経費を記載すること。
- (2) 価格提案書内訳  
「様式 6-2 価格提案書内訳」に様式 6-1 価格提案書の内訳を記載すること。
- (3) 1 年間経費

「様式 7 1年間経費」は、利用後の5年間は費用の変更を行わないこと。ただし、5年間に大幅の利用者数増がないものとする。

## 2.9 企画提案書及び価格提案書の提出

- (1) 提出書類
  - ① 様式 5 企画提案書
  - ② 任意様式 企画提案書
  - ③ 様式 6-1 価格提案書
  - ④ 様式 6-2 価格提案書内訳
  - ⑤ 様式 7 1年間経費
- (2) 提出部数 正本 1 部  
電子媒体 1 部（正本の内容を CD-R に様式ごと PDF 形式にして格納する）  
副本 8 部（②任意様式 企画提案書のみ）
- (3) 提出期限 令和 6 年 6 月 21 日（金） 17 時必着
- (4) 提出場所 **3. 担当部署**に同じ
- (5) 提出方法 持参または郵送により提出

## 2.10 選定

優先交渉権者の選定は、企画提案書、価格提案書一式の内容について「地域資源オープンイノベーションデジタルプラットフォーム構築業務委託選定委員会」という。）において、「地域資源オープンイノベーションデジタルプラットフォーム構築業務委託選定評価基準書」に基づき公平かつ客観的に評価を行い、最も優れた企画提案を行った事業者を優先交渉権者として選定する。あわせて次点交渉権者も選定する。

- (1) 審査概要  
企画提案書および価格提案書一式の評価を行う。また、企画提案書からシステム操作性評価を行う。
- (2) 優先交渉権者及び次点交渉権者の決定  
審査の結果から評価点の合計が最も高い者を優先交渉権者とし、次に高い者を次点交渉権者とする。同点の場合は、企画提案書評価点が高い者を優先とする。
- (3) 受託事業者の決定  
優先交渉権者は、提案及び契約の内容について当センターと協議のうえ、当センターの決定を受けることにより受託事業者となる。ただし、優先交渉権者と協議が調わない場合、当センターは次点交渉権者と協議を行うことがある。
- (4) その他
  - ① 選定結果は後日、書面により通知する。
  - ② 選定結果の問い合わせ及び選定等に関する異議等は受け付けない。

## 2.11 その他

- (1) 参加表明書の提出以降に参加を辞退する場合は、書面により辞退届（任意様式）を提出すること。

- (2) 提出書類の作成等一切の経費は、提案者の負担とする。また、提出書類等は返却しない。
- (3) 提出書類の著作権の取り扱いについては、提出書類に含まれる著作物の著作権は提案者に帰属する。なお、提出書類は企画提案選定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。
- (4) 参加者は、1つの提案しか行うことができない。
- (5) 再委託事業者は、本事業への単独提案を行うことができない。
- (6) 企画提案に関する提出書類の変更、差し替え又は再提出は認めない。ただし、当センターが認めた場合はこの限りではない。
- (7) 参加に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。
- (8) 次のいずれかに該当する企画提案は無効とする。
  - ① 参加者の記名及び押印を欠く場合
  - ② 誤字又は脱字等により不明確な記載が多い提案
  - ③ 2通り以上の書類提出がなされた提案
  - ④ 価格提案書の記載金額が提案上限額を超えた提案
- (9) 次のいずれかに該当する行為をしたものは失格とする。
  - ① 企画提案に関わる書類に虚偽の記載をした場合
  - ② 参加表明書に記載された者以外の者が提案を行った場合
  - ③ その他実施要領等において示した条件等参加に関する条件に違反した場合
  - ④ 選定委員会関係者と不正な接触等を行った場合

### 3. 担当部署

公益財団法人 南信州・飯田産業センター業務係（担当：松本、登澤）

〒395-0001 長野県飯田市座光寺 3349-1

電話 0265-52-1613 F A X 0265-24-0962

電子メール：g01@isilip.com